

# 議会だより

第32号

平成26年2月5日発行

佐用



発行／佐用町議会  
編集／議会広報特別委員会

〒679-5380  
兵庫県佐用郡佐用町佐用2611-1  
TEL. 0790-82-0668  
FAX. 0790-82-0685



災害に備え 地域で防災講習会！

1月12日 幕山地域総合防災講習会

もくじ

第57回定例会開催	2～4
一般質問・町政を問う 8人が登壇	5～9
委員会・組合議会報告	10～12
議会改革調査特別委員会報告	13～23
今後の議会の予定・センター長登場	24



# 役場庁舎増築工事

- 町立学校設置条例の一部改正  
町立小学校の統合について、佐用小学校および江川小学校、中安小学校および徳久小学校を平成26年3月31日で廃止し、新たに佐用地域に佐用小学校、南光地域に南光小学校を同年4月1日に設置するため。
- 国民健康保険税条例の一部改正  
青少年問題協議会条例の一部改正  
青少年問題協議会の会長および委員の任命項目について所要の改正。
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備
- 笹ヶ丘荘条例の一部改正  
消費税法の一部改正にあわせて、使用料を一部改正する。
- 個別排水処理施設管理条例の一部改正(議案95号)



▲笹ヶ丘荘

- 反対討論**  
**平岡きぬゑ 議員**  
消費税法の一部改正で使用料金の消費税分を内税から外税にする。  
**賛成討論**  
**石堂 基 議員**  
消費税法の一部改正で使用料金の消費税分を内税から外税にする。これは地域経済をさらに冷え込ませるものだ。町民の暮らしを守るために鳥取県日南町では、消費税増税分の公共料金への上乗せはしない方針だ。佐用町でも増税分を値上げしないことを求める。
- 反対討論**  
**平岡きぬゑ 議員**  
個別排水処理料が、4月から消費税の3%増税分が引き上げられる提案はやめるべきだ。  
**賛成討論**  
**石堂 基 議員**  
年金が引き下げられるなど生活は苦しくなつてゐる。元々消費税のアッ
- 反対討論**  
**平岡きぬゑ 議員**  
青少年問題協議会の会長および委員の任命項目について所要の改正。
- 反対討論**  
**平岡きぬゑ 議員**  
個別排水施設と同様に使用料金の消費税分を内税を外税にする。
- 反対討論**  
**平岡きぬゑ 議員**  
4月からの消費税増税分3%の値上げ提案はやめるべきだ。議案95号と同趣旨で反対する。  
**賛成討論**  
**石堂 基 議員**  
この条例改正も議案95号と同じ主旨で行われるものであり、公共下水道の利用実態に関係なく不
- 反対討論**  
**平岡きぬゑ 議員**  
青少年問題協議会の会長および委員の任命項目について所要の改正。
- 反対討論**  
**平岡きぬゑ 議員**  
個別排水施設と同様に使用料金の消費税分を内税を外税にする。
- 反対討論**  
**平岡きぬゑ 議員**  
4月からの消費税増税分3%の値上げ提案はやめるべきだ。議案95号と同趣旨で反対する。  
**賛成討論**  
**石堂 基 議員**  
この条例改正も議案95号と同じ主旨で行われるものであり、公共下水道の利用実態に関係なく不



# 町政を問う

**8人**  
が町政を質しました

※一般質問の記事は質問した議員本人の原稿に基づいています。

質問者	頁	通告内容
新田俊一	6	1. 農林業と自然災害を守る方策はありますか
平岡きぬゑ	6	1. 過疎化対策について 2. 支所・出張所機能の充実について 3. 佐用ゴルフ場水道料金軽減は問題
石堂基	7	1. 「コメ減反廃止」を中心とした農業政策転換に備えて 2. 木質バイオマスの産業化に向けて
岡本義次	7	1. 教育「確かな学力きらめきプラン」検証について 2. 西宮市との姉妹都市を結んではどうか
金谷英志	8	1. 農業振興の具体策は 2. 学校裁量の交付金制度創設を 3. 「けんこうの里三日月」運営協議会の設置を
笹田鈴香	8	1. 佐用町の過疎化を食い止めるために 2. 学校統廃合問題は地域と同時進行すべき
鍋島裕文	9	1. 基金（貯金）溜め込み問題について 2. 入札・契約の適正な実施を
井上洋文	9	1. いじめ防止どう進めるか 2. 犬・ねこの殺処分ゼロめざして 3. 部活動助成事業について

※掲載の順番は、毎回くじ引きで決定しています。

# 一般質問 町政を問う

Q 農林業と自然災害を守る方策は

A 佐用町地域防災計画の拡充を図る



新田 俊一

超える大雨が降る。その対策ができないわが町において、未整備箇所や用水路の改良等を考えているのか、また、調査をしているのか。

町長

21年の台風9号による災害復旧工事も80%位が完成していると思うが、まだ、危険な箇所や未整備の小河川が非常に多い。これらの整備はどうしていくのか。

町長

山地災害危険区域のうち、山腹崩壊危険地区178箇所、崩落土砂流出危険地区205箇所、地すべり危険地区10箇所があり、そのために光都農林水産振興事務所において21年災害以降、治山事業によるえん堤工・山腹法枠工事を43箇所施工している。

Q 農業離れで、放棄田畑が増えている。大切な



▲荒廃した渓流

水田や畑に草が繁茂し、昔の田園風景が少なくなってきた。温暖化による災害で、食糧危機がくるのではないかと心配しているのか。

自給率の向上とあわせて、どんな方策を考えているのか。

Q 過疎化対策は暮らしがんばりで

A 若者の雇用の場が必要



平岡きぬゑ

必要な施策であり改善を求める。

町長 タクシー券の増冊は推移をみて検討する。

Q 相生市では2年前から学校給食の無料化や新婚世帯への家賃補助などを実施、西播で唯一、転入者が転出者を上回る人口の「社会増」となっている。佐用町民の暮らしを応援し、人口減を食い止める具体策を求める。

町長 庁舎内に「地域活性化会議」を副町長ら11名で構成。地域づくり協議会と連携し活性化に取り組む。

Q 国は平成26年度に支所への財政支援をする方針だ。支所、出張所機能を充実する対策は。

町長 国の支援は、まだ具体的に示されていない。現在のサービスを維持する

町長 人口増には若者の雇用の場が必要だ。7月から佐用チャンネルのデータ放送で求人情報を知らせている。病院や介護職などの人手は不足している。

Q 福祉タクシー乗車券の増冊ときよさよサービスの毎日運行は、高齢者が住み続けられるために

佐用ゴルフ場いいなりの水道料金契約変更は問題

Q 佐用ゴルフ場水道料金は、町との契約で決められている。変更の理由

は使用水量が増加したとありますが、合併後の契約変更で基本水量を減らす改正をおこなった経過がある。また、年間約900万円の減額は町民への将来負担増になりかねない。

町長 町内のゴルフ場と同じ水道料金体系にする。



▲南光支所



## 一般質問 町政を問う

問 町が主導的に農業振興体制をとるために、直販所、生産者、J.A、農業改良普及センターなどで構成する（仮称）農業振興委員会を設置しては



#### ▲農業振興の中核施設『味わいの里三日月』

**問** 農業振興は本町活性化の大きな柱だが、町長が町長選挙で掲げた農業分野での具体策は何か。

**町長** バイオマス構想の取り組みを考えている。

**問** 農業施策は、年度毎に検証を行い情勢に機敏に対応すべきではないか。

**町長** 政府の施策の変化には検討が必要だが、基本計画はむやみに変更するものではない。



金谷 英志

**町長** 今は情報交換の場として當農推進會議を定期催しており、これに加え新たに協議を行う組織が必要だと考える。

**町長** 課題を整理しながらこの施設・土地をどう活用するか、地元の方とも協議し結論を出していく。

問 相生市では、若者定住促進・転入者住宅取得奨励金交付制度など実施

**町長** 空き家調査は通常の仕事をしながらなので十分にはできないが、調

委員会が責任をもつてやっている。跡地など地域のことは協議会で進めてい

施設の今後のあり方を検討するため、町関係課と住民で構成する運営協議会が必要だ。

A black and white portrait of Setsuko Tsutsumi, a woman with short dark hair, wearing a dark patterned top.

都會から転入が増えるなど効果を上げている。佐用町でも専門の職員はできないか。

学校統合問題は跡地問  
利用も含め、住民が十分  
に納得のいく進め方をす  
べき。急ぎすぎではない  
か。町長の責任を問う。

**Q 農業振興委員会の設置を**

**A 新たな組織必要**

問 『けんこうの里三日月』の利用促進では、インストラクターの配置や

**A** 補助制度で定住するとは  
**Q** 過疎対策に若者定住促進補助制度を

教育と跡地問題など同時進行を

の手続きが大変だと聞いだ。ている。今後の検討課題だ。



▲ 江川保育園

## 一般質問 町政を問う

**Q** ため込んだ基金活用で  
若者・子育て支援充実を  
維持するための基金だ



鍋島 裕文

**A** 将来の福祉サービスを  
維持するための基金だ

**町長** 災害支援での特別  
地方交付税の増額が一番  
大きい。それとリーマン  
ショック対策の臨時交付

**町長** 福祉や行政サービスを将来的に維持していくための貯金だ。ため込みとは思っていない。

**町長** 合併時40億円であった貯金が、いま90億円になつていて。特にこの6年ほどで22億円も増えている。この原因は何か。

**町長** 貯金 자체は必要なものだ。問題は他の町に比べて多すぎる上に、本当に困っている町民に使わ

**問** 佐用町の基金(以下、  
貯金額は兵庫県下ダン  
トツ1位(一人当たり)  
のため込みとなつていて。  
町長は「ため込んでいる」  
との認識はあるのか。

**町長** 災害時には国から  
支援がどのくらいあるか  
わからなかつた。貯金は  
町民のお金であり、町民  
のために使うものだ。

**町長** 減額要因にならな  
いとはいえない。

**教育長** いじめは、どの  
子供にもどの学校でも起  
こりうるという認識を持  
ち、学校、教育委員会は  
もとより家庭、地域が一  
体となり継続し未然防止  
と早期発見、早期対応に  
取り組まなければならな  
いと考えている。

**問** 特別地方交付税の増  
額分だけで、被災後4年  
間で27億円もある。それ  
を貯金に回したのではな  
いか。

**町長** 現時点の試算で15  
億円減るのは事実だ。  
他の町に比べて財政  
的に余裕があれば特別地  
方交付税を減額するとの  
省令がある。佐用町はどう  
うか。

**町長** 文部科学省は、9月  
に施行された「いじめ防  
止対策推進法」に基づく  
国の基本方針を策定し具  
体化した。

**A** 早期発見・早期対応に  
取り組む

犬・ねこの殺処分ゼロ  
めざして

改正動物愛護管理法

对外運動競技等に助成

等で動物愛護意識に努め

ていく。

県動物愛護センターや獣  
医師会の関係機関と情報  
交換を密にして町広報紙



**町長** 動物の放し飼い  
の禁止、糞の後始末、  
狂犬病予防注射の実施  
や不妊強制手術とベッ  
トの正しい



▲ペットの正しい飼い方が求められています

**Q** ため込んだ基金活用で  
若者・子育て支援充実を  
維持するための基金だ

**Q** いじめ根絶を

飼い方の広報活動を兵庫  
県動物愛護センターや獣  
医師会の関係機関と情報  
交換を密にして町広報紙  
等で動物愛護意識に努め

てていく。

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。

33年には今より地方交付  
税が15億円減るため貯金  
するとの町長見解はおか  
しい。合併後8年間で人  
件費は8億円も減つてお  
り、平成33年にもっと減  
るのは明らかだ。

**井上 洋文**

**問** 金だ。



# 常任委員会報告

## 所管事務調査

### 厚生常任委員会

委員長 山田弘治

11月18日に主要事業の報告を受けました。

#### 住民課

##### 環境衛生対策室

ごみ減量対策事業、住宅太陽光発電補助事業、

佐用クリーンセンター、

久崎衛生公苑（し尿処理場）の事業は概ね順調に執行中です。

##### 戸籍住民相談室

戸籍副本管理システム事業は、（株）日立システムズと契約し、法務局等への戸籍副本データ送信が可能となりました。

##### 年金保険室

福祉医療、国民健康保険、後期高齢者医療保険の各給付事業に係る執行状況。



▲平福保育園改修

順位は県内で41市町の中で2カ年とも39位、県内で下から3番目の低負担率となっています。

#### 健康福祉課

敬老会開催事業については完了。他9事業については順調に進捗しています。平福保育園改修事業については18%の進捗率です。

#### 上下水道課

25年度事業中、早瀬地区水道管移設工事、久崎地区三叉路管渠移設工事については県道路課と調整中。新笹ヶ丘橋管渠移設工事を含む5事業につ



▲佐用大橋右岸管渠移設工事

ます。

一つ目は、食育、学校給食支援事業で、小学校の給食費無料化を平成23年4月から、幼稚園は平成23年9月から実施しています。

市民の反響は、「給食に補助しています。

費用無料化は唐突ではないか」、「食育の基本は保護者にあるのではないか」等々の意見が市に寄せられたとのことです。

二つ目は、保育支援と

11月18日、子育て支援事業について相生市を視察しました。

相生市では、若者定住対策として2事業を平成23年4月から実施してい

ます。  
環境整備事業で、幼稚園の利用料を無料化し、保育園は所得に応じた保育料をもらっているが8千円を上限に補助をしています。私立幼稚園・保育園は、月額8千円を限度であります。

これらの財源捻出には、各種団体の補助金の削減、利用料の値上げ、公共事業の削減、新規事業の抑制などで対応しているところです。



▲相生市役所で説明を受ける委員

## 総務常任委員会

委員長 石黒永剛

特色ある学校づくり推進事業を視察

(鳥取県岩美町)

11月22日、鳥取県岩美町教育委員会へ「特色ある学校づくり推進事業」をテーマに視察研修を行いました。

岩美町は、小学校3校中学校1校がそれぞれの地域の特性を生かした教育活動に取り組んでいます。

岩美町は、海に面し、南部は田園林野が広がっており、漁業と農業を産業とする人口約1万3000人の町です。



▲鳥取県岩美町庁舎前



▲鳥取県岩美町で説明を受ける委員

休耕田でホンモロコ養殖農地の荒廃に一手  
**産業建設常任委員会**  
委員長 高木照雄

11月20日、休耕田を活用しホンモロコ養殖を行っている生産者を訪ねました。



▲ホンモロコ養殖池を視察



▲出荷前のホンモロコ

休耕田でホンモロコ養殖農地の荒廃に一手  
**産業建設常任委員会**  
委員長 高木照雄

11月20日、休耕田を活用しホンモロコ養殖を行っている生産者を訪ねました。



▲県企業庁が事業主体となるメガソーラー建設地（たつの市・光都）

魚として出されるホンモロコは、平成13年に内水面隼（はやぶさ）研究所と鳥取県栽培漁業センターが飼育試験を行ったことから始まりました。生産者は50人余り、定年退職者などが主体で、休耕田を養殖池に改修しコメ生産以上の収益を上げています。

小中学校の児童生徒数は910人で、それぞれの学校が独自の事業計画を立案し事業費100万円を限度に創意工夫をこらし、地域社会を学校教育の中に取り入れた特色ある事業が展開されていました。

田の表土を剥ぎ畦に積み上げた全面掘方式。県全体では年間4~6tの生産量があります。

いつでも水田に復元でき、管理も簡単なことから農地の荒廃対策として注目されています。

## 播磨高原広域事務組合

組合議会開催 大下吉三郎

新都市・チユーリップ園 2万5000人が来場

新都市協議会では、平成25年度のチユーリップ園の状況報告があり、37団体の参加者が4万3000個の球根を植え付け、期間中は2万5000人の来場者で賑わったとのことです。

続いて、企業庁が事業主体となつて新都市内に建設する太陽光発電施設の説明がありました。

前管理者の西田正則たつの市長の退任に伴い管理者に就任した栗原一たつの市長のあいさつに続き、一般会計補正予算、上下水道事業会計補正予算、監査委員の選任同意、教育委員会委員の任命同意、公平委員会委員の選任同意など全議案を可決しました。

一般会計は231万3000円を減額し総額を4億9923万8000円に、上水道事業会計は51万6000円を減額し6億2215万2000円に、下水道事業会計は52万2000円を減額し、2億4789万4000円となりました。

また、同日開催された

# 佐用町議会は 変わろうとしています

### 一はじめに—

地方分権一括法により国と地方の役割分担が明確化され、機関委任事務、通達行政が廃止されて地方自治体の権限が飛躍的に大きくなっています。第28次地方制度調査会においても、地方公共団体の責任領域の拡大に伴う地方議会制度のあり方について触れ、議会の活性化は地方分権の進展を図る上で残された課題であり、この観点から議会の組織、機能、運営のあり方について改めて検討することが求められているとして、議会の見直しについて答申されています。こうした地方分権改革のなかで、地域社会においては住民の自治意識の高揚や町長による行政改革により、これらに対応すべく議会機能をいかに充実させ発展させていくべきか、議会はその変革の必要性にせまられています。

私たち佐用町議会は、議会本来の役割を改めて認識することから始め、議会の機能を問い合わせ直しさに高めていくために、議員定数の見直しや委員会活動の充実、多様な議員層による議会の形成、議会費用に関するもの等々議会改革の必要性を真摯に受け止めながら、分権改革を念頭において議会本来の役割を吟味して再構築しようとしています。目指すところは、議会本来の機能をいかに高めていくのか、すなわち、これからの中の佐用町議会が分権改革の中で、住民の代表として住民の負託に、より真摯に応えるため真にあるべき二元代表制の姿をとらえ直し、議事機関として担うべき役割を明らかにし、議員全員がその認識を共有することにより、議会そして議員の本来の責務を果たし、高めていくために議会改革の個別課題検討を進めています。

# 議会改革に関する個別課題の検討

## 議会の活性化の検討

### □ 一般質問について

質問方式はこれまで同様に一問一答方式とするが、質問者が使用できる時間を30分以内とする。(現在の一般質問時間は町長答弁を含めて1時間)

これは・・・議会の効率的な時間運営と質問内容の明確化を図るものです。

### □ 議員間討議について

現在、委員会のみで行われている議員間討議を議会全般に積極的に取り入れていく。

これは・・・議員間の意見交換を十分に行い、審議結果に対する意識の共有化と充実を図るものです。

### □ 反問権の付与について

本会議及び一般質問に関して、町長及び職員に対して反問権を付与する。

これは・・・議会が議論の場であるためには、双方が質問できて当たり前との考え方から、執行側に質問権を与えて充実した政策論争を進めるものです。

【反問権とは】町長や職員が、議長の許可を得て議員の質問に対して論点・争点を明確にするため質問できるものです。議員が質問されることにより筋書きのない展開が生まれ議員も質問事項を精査して政策論争に臨まなければなりません。

## わかりやすさと町民参加の検討

### □ 議会のテレビ放送・録画放送について

現在のテレビ放送は一般質問のみとなっているが、本会議及び予算・決算などの特別委員会のテレビ放送も取り入れる。さらには、これらの録画を議会ホームページに掲載する。

これは・・・議会内容をより多くの皆さんに知っていただくとともに情報提供を進めるものです。

### □ 傍聴規則の見直し

傍聴規則の見直しを進めるとともに、傍聴者への資料配布を行う。

これは・・・現在の議会傍聴者は非常に少ないため、傍聴規則の改善を行い議会に対する町民参加を促すものです。

### □ 議会主催地域懇談会の開催について

議会基本条例に定める報告会とは別に、議会が主催となって各地域(概ね協議会単位)で懇談会を開催する。

これは・・・合併後広範囲となっている町内の状況を定期的に議会が把握するため、議会が地域に出向き町民の皆さんと意見交換を行うものです。

### □ 議案に対する議員の賛否の公表

議案に対する各議員の賛否について「議会だより」等で公表する。

## 基本事項についての検討

### □ 議員研究の充実について

議員の資質向上をはかるために定期的な研究会を開催する。また、委員会等の研修については、各委員会の研究課題にそって行い、その研修内容については議会及び一般に報告を行う。

これは・・・個々の議員活動を中心にするのではなく、議会としての機能をより充実させるために、議員全体の資質向上につながる研修会を行うものです。また、各常任委員会研修についても、その研修内容を全体で共有し具体的政策提言を目指すものです。

### □ 委員会体制の在り方について

定数改正に伴い、常任委員会の設置数を3(総務・産業建設・厚生)から2(総務・産業厚生)に変更するとともに、より専門的な活動を促し年間をとおしての研究課題を設定する。これは・・・地方分権が進む中で行政の政策立案・監査機関としての議会の責任は益々重要になってきており、その議会の機能をより充実させるため、常任委員会において町政の課題を能動的に取り上げる活動を目指すものです。

### □ 政務活動費の支給について

地方自治法に定められている政務活動費の支給を検討する。

これは・・・定数改正により議員活動の専門性がより一層求められる状況を考慮し、議員活動及び政治活動に使用できる政務活動費の支給を検討するものです。ただし、支給対象は限定を行い支出内容の透明性を確保します。

### □ 議員報酬の見直しについて

次世代を考えた議会づくりのために、財政状況も勘案して議員報酬の見直しを検討する。

(ただし、議員報酬は佐用町特別職報酬審議会において答申決定されます。)

これは・・・広範な地域を少数の議員で補うためには、機能的な議会・幅広い人材で組織された議会が必要であり、これまで以上に専門職としての人材確保が求められ、特に若い世代が登場できる基盤整備のために行います。

## 佐用町議会基本条例（原案）の制定

佐用町議会では、町民の皆さんにご協力いただき昨年実施しました「佐用町議会に対する住民意識調査」に基づき、議会の活性化と改革のためにさまざまな検討を進めており、「行動・提案できる議会」「開かれたわかりやすい議会」の重点課題をテーマにして町民に信頼される身近な議会を目指し、その根幹となるべき議会の規範である「佐用町議会基本条例（原案）」を検討しています。

# 佐用町議会基本条例（原案）

## 目 次

第1章	目的（第1条）
第2章	議会・議員の活動原則（第2条・第3条）
第3章	町民と議会の関係（第4条）
第4章	町長と議会の関係（第5条—第8条）
第5章	自由討議の拡大（第9条）
第6章	政務活動費（第10条）
第7章	議会・議会事務局の体制整備（第11条—第15条）
第8章	議員の身分・待遇・政治倫理（第16条—第18条）
第9章	最高規範性及び見直し手続（第19条—第21条）

## 前 文

地方分権一括法により、地方自治体は自らの責任において、自治体の事務を決定することとなり、議会の審議権、議決権、調査権、検査権などの権限が強化された結果、議会の担う役割や責任も大きくなっている。このような中、佐用町議会が、その責務を果たしていくためには、二元代表制の元に行政権を有する町長と相互に抑制と均衡を図りながら、立法権を有する議会として自治体の自立に対応できるよう自らを改革していかなければならない。

この自己変革にあたっては、議事機関たる議会はまず、町民の意見を代表する合議機関としての特性を最大限に生かしていくために、これまで以上に公平・公正・透明な議会運営や開かれた議会づくりを推進し、情報の提供と共有化を図りながら、町民の積極的な参加を求めていくことが必要である。

また、このような町民参加を礎として、町民との活発な意見交換を図り、そこで得られた意見を大切にしながら、議員同士が自由な議論を交えて論点や課題を明らかにし、意見を集約していくことが必要である。そして、町民本位の立場をもってより適切に政策を決定するとともに、その執行を監視し、さらには政策提言や政策立案を積極的に行っていかなければならないのである。

このような認識のもと、佐用町議会は未来に向けた新たな価値の創造に向けて、不斷の努力を重ねるとともに、町民の多様な意見を反映しうる合議体としての議会づくりを通じ、町民の負託にこたえていくことを決意するものである。ここに、佐用町議会及び構成員である議員が活動していくにあたって、最も根幹となる柱としてこの条例を制定する。

## 第1章 目 的

### （目的）

第1条 この条例は、地方分権の時代にふさわしい、町民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のために、議会運営の基本事項を定めることによって、町政の情報公開と町民参加を基本とした佐用町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

#### 【説明】

- 議会運営の基本事項とは、町民に身近で信頼され、町政の情報を広く公開し、地方自治法の本旨である住民と共に進むかっ達な議会をめざすことを規定。

## 第2章 議会・議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会及び町民参加を不斷に推進する議会を目指して活動する。

- 2 議会は、議員、町長、町民等の交流と自由な討論の場であるとの認識に立って、その実現のためにこの条例に規定する。
- 3 議長は、別に定める佐用町議会傍聴規則（平成17年規則第160号）に定める町民の傍聴に関し、審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営に努める。
- 4 議会は、町民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組み、町民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等の説明責任を果たすものとする。

#### 【説明】

- 1 議会が町民の代表機関であることを自覚し、常に住民に開かれた議会を推進することを規定。
- 2 議会が言論の府であり、自由な討論の場であるとの認識に立ち、町民に分かりやすい議会運営をするためにも、会議規則を継続的に見直すことを規定。
- 3 傍聴者に議案資料等を提供し、適切な情報提供、情報の共有を図り、町民の傍聴意欲を高める措置を講じることを規定。
- 4 議会の情報公開と説明責任を規定。

### (議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならない。

- 2 議員は、町政の課題全般について課題別及び地域別等の町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の努力を行い、町民の負託に応える活動をするものとする。
- 3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

#### 【説明】

- 1 議会制度において、最も重要な要素であり、多様な住民意思の反映し政策水準を高めるため、議員相互間の自由討議を推進することを規定。
- 2 議員が、町政における課題全般について多様な住民意見を把握するとともに、議員としての資質向上等に努め、選挙で選ばれた議員としてふさわしい活動をすることを規定。
- 3 議員は、地域などの個別事案だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動することを規定。

## 第3章 町民と議会の関係

### (町民参加及び町民との連携)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を積極的に進めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会を原則公開するとともに、議会主催の会議を設

置するなど、町民が議会の活動に参加できるような措置を講じるものとする。

- 3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聞く機会を設けることができる。
- 5 議会は、町民、町民団体等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。
- 6 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。
- 7 議会は、前6項の規定に関する実効性を高める方策として、町民に対する議会報告会や意見交換会等を開催して、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して町民の意見を聴いて議会運営の改善を図るものとする。

#### 【説明】

- 1 議会の果たすべき重要な責任として情報の公開の徹底と、町民に対する説明責任の履行を規定。
- 2 常任委員会・特別委員会の原則公開と、町民の希望に柔軟に対応するため、議会と住民がいつでも意見交換することができる会議を設置して町民参加の機会を設けることを規定。
- 3 法律に基づく参考人制度や公聴人制度を活用し、町民の意見・識見を十分に聴取して、自由討議に反映させ、政策水準の向上を目指すことを規定。
- 4 請願及び陳情は、旧来の議会へのお願いという位置付けを、分権社会にふさわしい政策提案という位置付けに変え、提案者の意見を聞く機会を設けることを規定。
- 5 多様な住民意思・意見を聴取し、そこから発生する町政上の課題を解決するための abilities を強化し、政策提案の拡大を図ることを規定。
- 6 選挙における議員に対する町民の評価が的確になされるよう、重要な議案に対する各議員の賛否を議会広報等で公表することを規定。
- 7 議会として説明責任を果たし、さらに多様な住民意思・意見を聴取する場として、議員全員による議会報告会を開催することを規定。

## 第4章 町長と議会の関係

### (町長等と議会及び議員の関係)

- 第5条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員（以下「町長等」という。）の質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするために一問一答の方式进行う。
- 2 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の発言主旨や論点を明確にするために、議長又は委員長の許可を得て発言者に対して質問することができる。

#### 【説明】

- 1 本会議における一括質問・一括答弁は、町政上の論点・争点が曖昧になるおそれがあり、これらを明確にしていくために、質疑は一問一答方式で行うことを規定。
- 2 町長ほか町の職員は、議長又は委員長の許可により議員の質問に対して、論点・争点を明確にするため質問することができることを規定。

(新規事業等の説明資料の提供)

第6条 議会は、町長が提案する新規事業及び既存事業の大幅な変更等の水準を高めるためとともに町民への情報公開のために、町長に対して次の各号に掲げる事項の資料説明に努めることを求めるものとする。

- (1) 事業費及び財源内訳
- (2) 基本計画に定める施策との関連性
- (3) 現況及び事業の必要性
- (4) 町民参加の有無及びその内容
- (5) 緊急度及び事業効果
- (6) 類似する自治体や近隣自治体との比較検討
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算

2 議会は、前項の事業等の提案を審議するに当たっては、それらの事業等の水準を高める観点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

**【説明】**

- 1 町長は、政策水準が高まるような議論が行われるよう政策等の決定（提案に至る）過程を明らかにし、7項目にわたる情報の提供をすることを規定。
- 2 議会は、町長から提供された情報をもとに論点、争点を明確し、政策等執行後の評価に役立つような審議に努めることを規定。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第7条 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。

**【説明】**

- 1 町長は、予算案や決算を議会へ付議するにあたっては、前条同様に、町民の代表である議員が審議を深められるよう分かりやすい説明資料を作成するように規定。

(地方自治法第96条第2項の議決事項)

第8条 地方自治法第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を考えて、次のとおり定めるものとする。

- (1) 佐用町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び総合計画
- (2) 前号に掲げるもののほか、町政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これに類するものに関すること（行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く。）で、次に掲げるもの。
  - ア 上下水道等に関する計画
  - イ 社会福祉、医療に関する計画
  - ウ 農林業、商工業その他の産業の振興に関する計画
  - エ 町民生活の安全、交通、環境に関する計画

- オ 次世代育成、男女共同参画に関する計画
- カ アからオまでに掲げるもののほか、議会が必要と認める計画

## 第5章 自由討議の拡大

(自由討議による合意形成)

- 第9条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、議長は、町長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心に運営しなければならない。
- 2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。
- 3 議員は、前2項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

### 【説明】

- 1 議会は討論の広場であることから、議員相互間の討議を中心とした運営を進めるため、町長等の会議への出席要請を必要最小限にする規定。
- 2 議会は、それぞれの会議における議案審議の結論を出すにあたっては、議員相互間の自由討議によって多様な意見を出しあった上で合意形成に努めるとともに、町民に対し説明責任を果たすことを規定。
- 3 議員は、議員相互間の自由討議の拡大のため、自らも積極的に議案の提出を行う努力することを規定。

## 第6章 政務活動費

(政務活動費の交付、公開、報告)

- 第10条 政務活動費は、議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう、別に定める佐用町議会政務活動費の交付に関する条例（平成〇年条例第〇号）に基づき議員個人に対して交付するものとする。
- 2 政務活動費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、町民等から疑義が生じないよう、議長に対して証票類を添付した報告書を提出するとともに、政務活動費による活動状況を町民に報告しなければならない。

### 【説明】

- 1 政務活動費は、議員の政策の調査・研究が確実に行われ政策提言に繋がるよう条例に基づき、議員個人に交付することを規定。
- 2 政務活動費の使途に関する公正性、透明性を確保するため、議長に対し証票類を添付した収支報告を義務付けし、その活動状況を議会広報などで町民に報告することを規定。

## 第7章 議会・議会事務局の体制整備

(委員会等の運営及び会議の設置)

第11条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適切な運営により機動力を高めなければならない。

2 議会は、町政の諸課題に柔軟に対処するため、町政全般にわたって議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する会議を設置できるものとする。

【説明】

- 1 重要な行政課題に対し常任委員会、特別委員会の持つ専門性などを生かし、適切かつ迅速に対応することを規定。
- 2 守備範囲が定められている常任委員会や特別委員会だけでは対処することのできない、諸課題に対し、会議を設置して議員と町民が自由に意見交換することを規定。

(議会図書室の設置、公開)

第12条 議会は、議会図書室を設置するとともに、これを議員のみならず、町民、町職員の利用に供するものとする。

【説明】

- 1 議会図書室が十分に活用されるよう、町民にも開かれたものとすることを規定。

(議会事務局の体制整備)

第13条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。

【説明】

- 1 議会の政策形成、立案機能を高めるため、議会事務局の機能を強化することを規定。

(議員研修の充実強化)

第14条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層との議員研究会を積極的に開催するものとする。

【説明】

- 1 議会は、議員の政策形成等の能力向上のため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させ、実現できるよう努めることを規定。
- 2 議員研修では、幅広い分野の専門家や様々な層の町民を招き、積極的に研究会を開催することを規定。

(議会広報の充実)

第15条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議

会と町政に关心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

【説明】

- 1 議会の広報活動は、町政に係る重要な情報（論点、争点）を議会の視点（行政を擁護せず）から、町民に周知することを規定。
- 2 情報技術の発達に合わせ、様々な広報手段の活用により、町民が議会や町政に关心を持つよう広報活動をすることを規定。

## 第8章 議員の身分・待遇、政治倫理

(議員定数)

第16条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等について町民の意見を聴取するものとする。

- 2 議員定数の条例改正案は、地方自治法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。

【説明】

- 1 議員定数の改正は、行財政改革の側面だけでなく町政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討するとともに、議員活動の評価について聴取することを規定。
- 2 条例改正案は、町民による直接請求について担保し、それ以外については必ず議員が提案することを規定。

(議員報酬)

第17条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等について町民の意見を聴取するため、公聴会制度等を活用することができる。

【説明】

- 1 議員報酬は、別に条例に定めることを規定。
- 2 議員報酬の改正は、行財政改革の側面だけでなく町政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討するとともに、参考人制度や公聴会制度を活用して住民の代表である議員の活動の評価について聴取することを規定。

(議員の政治倫理)

第18条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

【説明】

- 1 議員は、倫理性を自覚した上で、議員としての影響力を不正に行使するなど、町民の疑惑を招くことのないよう行動することを規定。

## 第9章 最高規範性及び見直し手続

### (最高規範性)

第19条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会はこの条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

#### 【説明】

- 議会運営における最高規範であることを規定。

### (議会及び議員の責務)

第20条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

#### 【説明】

- 議員は、この条例及びこの条例に基づき制定された条例、規則等を遵守して議会を運営し、町民の代表としての責任を果たすことを規定。

### (見直し手続)

第21条 議会は、一般選挙を経た任期開始後できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

- 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。
- 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

#### 【説明】

- 4年ごとの一般選挙によって議員が入れ替わる任期開始時点において、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会で検討することを規定。
- 検討の結果、制度の改善が必要となった場合は、条例改正等の措置を講じることを規定。
- 町民への説明責任を果たすため、条例改正等の理由、背景を本会議において説明することを規定。

### 附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

この条例（原案）は、議決機関としての役割や議員の職責・職務を町民の皆さんに誓約するとともに、その役割を果たすための具体策などの事項を定めています。条例策定にあたり、皆さまのご意見、ご提言をお寄せください。

ご意見・ご提言のあるかたは、連絡先を記入のうえ書面またはファックスで佐用町議会事務局内「議会改革特別委員会」までお寄せください。

佐用町議会事務局 〒679-5380 佐用町佐用2611-1

FAX 0790-82-0685 (TEL 0790-82-0668)

## 今後の 議会の予定

2月

### 議会の傍聴は気軽にできます

町民の皆さんの要望を反映した一般質問、町の事業などについての意見のやり取りをじかに聞いて町政に関心を持ってください。

佐用町議会では、本会議だけでなく、委員会も傍聴できます。申し込みは議会事務局まで。

電話 82・0668(直通)

25日	21日	19日	県町監査委員協議会定期総会(神戸市)
全員協議会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会
3月定例会開会	予算特別委員会	厚生常任委員会	産業建設常任委員会
予算特別委員会	厚生常任委員会	産業建設常任委員会	厚生常任委員会
3月定例会開会	予算特別委員会	産業建設常任委員会	厚生常任委員会

4日	14日	12日	11日	7日	6日	5日	4日
3月定例会開会	予算特別委員会	厚生常任委員会	産業建設常任委員会	厚生常任委員会	産業建設常任委員会	厚生常任委員会	厚生常任委員会
予算特別委員会	厚生常任委員会	産業建設常任委員会	厚生常任委員会	産業建設常任委員会	厚生常任委員会	産業建設常任委員会	厚生常任委員会
3月定例会開会	予算特別委員会	厚生常任委員会	産業建設常任委員会	厚生常任委員会	産業建設常任委員会	厚生常任委員会	厚生常任委員会
3月定例会開会	予算特別委員会	厚生常任委員会	産業建設常任委員会	厚生常任委員会	産業建設常任委員会	厚生常任委員会	厚生常任委員会

3日	県町議会議長会議会
4日	運営委員会研究会
7日	西播磨3町議会合同
10日	議員研修会(太子町) にしはりま環境事務組合議会運営協議会
13日	組合議会運営協議会
14日	西播磨9号災害復旧・復興対策特別委員会
17日	播磨高原広域事務組合議会
18日	議会
19日	西播磨9号災害復旧・復興対策特別委員会
22日	議会
25日	西はりま消防組合議会
28日	3月定例会閉会



▲完成した甲冑

上月地域は718世帯、1953人。地域づくり協議会のメンバーは80人で、その内女性16人が委員として活動されています。就任4年目になる櫻本さん、「地域の特色を活かした活動をしようと、3年前から甲冑(かつちゆう)作りに取り組み、毎年その数を増やしています。現在までに7領(りょう)が完成し、今年の2月頃をめどに『甲冑作り』をテーマにした佐用チャンネルの番組制作も考えていることがあります。

櫻本さんいわく、「上月城の戦いでは尼子家が悲劇に終わつた。特に、戦いでは婦女子が悲惨な目にあつたことが歴史に残つてゐる。最終的には18自治会の甲冑を作り、歴史資料館からホラ貝を吹きながら行列をなしたい。甲冑武将や婦女子の甲冑も登場し、戦いのあつた山里を平和の象徴として後世に語り伝えたい」と抱負を語られました。

## 地域づくりセンター長 登場



上月地域づくりセンター長  
かし 櫻本 忠美 さん (68歳)

議会広報特別委員会	
委 員 長	山 本 幹 雄
副 委 員 長	井 上 洋 文
委 員 員	金 谷 英 志
大 下 吉 三 郎	石 堂 基
笹 田 鈴 香	

昨年は株価の上昇や円高の是正が進み、大企業は增收へ、経済成長率も上向いてきましたが、本町のような地方においては景気回復の実感を伴っていないのが実情です。また、高齢化は一層進み2040年には県内2番という高い水準になる予想が発表されるなど、過疎・高齢化の問題は一段と厳しさを増してきます。今年はうま年、中国の故事に「快馬は鞭影(べんえい)を見るや正路につく」とあります。

私たち議員は町民の皆様の声を謙虚に受け止め、ご期待に応えられるよう努力をしています。



▲編集作業のようす

(井上洋文)

## 編集後記

